

令和5年5月9日

保護者 様

さいたま市立見沼小学校長

5類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、令和5年4月28日付文部科学省通知「5類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」のとおり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が示され、これまでの感染症対策についても見直しがありました。

つきましては、感染症対策を講じたうえで、下記のように教育活動を行ってまいります。

記

- ・学校の教育活動において、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用を求めることはありません。
- ・児童の新型コロナウイルス陽性が判明した場合は、速やかに学校までお知らせください。
- ・家族内に陽性者が出ても、児童本人に体調不良がなければ、登校することができます。
- ・児童の健康観察について、引き続き留意をお願いします。体調不良時は無理せず、自宅で休養させてください。

<問い合わせ先>

見沼小学校 663-7342